

## 公衆浴場の許可を取得するには

公衆浴場（温湯や温泉その他を使用して公衆を入浴させる施設）を営むには、公衆浴場法に基づき、基準に合った施設を設け、保健所に申請して公衆浴場業の許可を受ける必要があります。



- ・浴槽を有さないサウナや酵素風呂も公衆浴場に該当します。
- ・旅館内の入浴施設を宿泊者に利用させる場合は旅館業の許可の範囲ですが、宿泊者以外の人に日帰り入浴させる場合は公衆浴場業の許可も必要です。（S40 厚生省通知）
- ・海水浴場やガソリンスタンド等に設置されたシャワーのみの施設は公衆浴場に該当しません。

### 許可までの流れ

※建築基準法や消防法令等の他法令に基づく手続きもお忘れなく（4ページ参照）

#### ① 事前相談



- 事前に保健所に計画を御相談ください。
  - ・設置場所 → 一般公衆浴場は、既存の一般公衆浴場と **300m** 離す必要があります
    - ↳入浴料金が統制されている「銭湯」など
  - ※料金統制がないその他の公衆浴場（ヘルスセンター、酵素風呂など）は対象外
  - ・施設図面 → 脱衣室や浴室等の施設基準が定められています。（2ページ参照）

#### ② 申請



○次の書類を衛生環境課の窓口へ提出してください。

#### 申請書類

- 公衆浴場営業許可申請書 → インターネット「新潟県例規集」からダウンロード可  
=新潟県公衆浴場法等施行細則 別記第1号様式
  - 半径 500m 以内の見取図
  - 施設の各階の平面図
  - 法人の場合、定款又は寄付行為の写し
  - 水道水以外の水を使用する場合、水質検査結果
  - (建築基準法の検査済証の写し)
  - (消防法令の適合通知書)
- 提出がない場合は関係機関に情報提供いたします

#### 手数料

**22,000 円** 次のいずれかの方法で納付願います。

- ①保健所窓口でのクレジットカード、電子マネー、コード決済
- ②インターネット「新潟県電子申請システム」からの納付
- ③「記入式納付書」を金融機関に持参して現金納付

#### ③ 施設検査

- 申請者立会いのもと、保健所職員が施設の検査をします。  
（原則として毎週木曜日）

#### ④ 許可

- 施設が基準に適合していれば許可になり、検査の翌日から営業できます。
- 基準に適合していない場合は、改善後に再検査になります。

#### ⑤ 営業

- 営業許可書及び入浴の注意事項等を利用者の見やすい場所に掲示してください
- 管理基準に従い、浴槽の清掃や浴槽水の水質検査等を行い、記録を **3年間**保存してください。（4ページ参照）

# 公衆浴場の構造設備の基準

項目	基準	一般公衆浴場	その他の公衆浴場 ※風営法に規定する 営業(注)を除く		
				蒸気、熱気等による入浴設備のみの公衆浴場	
脱衣室・浴室	男女の区別、見通し★	脱衣室及び浴室は、 <u>男女用に区別し、かつ、公衆浴場の外から見通しできない構造設備</u> であること。	○	○	○
	男女の境界★	男女の脱衣室及び浴室の境界は、 <u>相互に見通しできない構造の隔壁</u> を設けること。	○	○	○
	窓	脱衣室及び浴室には、 <u>採光及び換気のための適当な窓又はこれに代わる設備</u> があること。	○	○	○
	飲料水設備	脱衣室又は浴室には、 <u>飲料水を供給する設備</u> を設け、その水が飲用に適することを表示すること。	○	○	○
	廃棄物容器	脱衣室又は浴室には、 <u>くず箱及び使用済みかみそり等を廃棄する容器</u> を備えること。	○	○	○
脱衣室	携帯品保管	衣類その他の <u>携帯品を安全に保管する設備</u> があること。	○	○	○
	乳幼児の脱衣設備	<u>乳幼児の脱衣用の寝台等</u> の設備があること。	○	/	/
浴室	浴室の床・壁	床及び床面から1mまでの壁は、 <u>耐水性の材料</u> を用いること。	○	○	○
	湯栓・水栓	入浴者数に応じた十分な数の <u>湯栓及び水栓</u> を設け、湯又は水であることを表示すること。	○	○	/
	くし・石けんを乗せる設備	くし及び石けん等を乗せる設備があること。	○	○	○
	蒸気排除	<u>蒸気を排除する設備</u> があること。	○	○	○
	洗い桶・腰掛け	入浴者数に応じた十分な数の <u>洗い桶・腰掛け</u> を備えること。	○	○	/
	火傷防止	浴槽は、 <u>熱湯・熱交換器が入浴者に直接接触しない構造</u> であること。(給湯栓等の付近の見やすい場所に熱湯に注意すべきことを表示したものは除く。)	○	○	/
循環ろ過装置を設置する場合	ろ過能力	浴槽の容量に応じた <u>十分なろ過能力</u> を有するものとする。 (目安:1時間当たり浴槽容量以上)	○	○	/
	集毛器	<u>集毛器</u> (=循環経路内の毛髪類を取り除く装置)を浴槽水が循環ろ過装置に入る前の位置に設置すること。	○	○	/
オーバーフロー水再利用禁止	あふれた浴槽水を <u>回収し、再び浴用に供しない構造</u> とすること。	○	○	/	
打たせ湯・シャワー	打たせ湯・シャワーは、 <u>原湯又は原水を用いる構造</u> であること。	○	○	○	
気泡発生装置、ジェット噴射装置等の装置	空気中に微細粒子(エアロゾル)を発生させる設備を設置する場合、 <u>空気取入口から土埃が入らない構造</u> とする。	○	○	/	
履き物保管設備	入浴者の <u>履き物を安全に保管する設備</u> があること。	○	○	○	
便所	入浴者用の <u>男女別の便所</u> を設置し、換気のための適当な窓又はこれに代わる設備及び流水式手洗い設備を設けること。	○	○	○	
照度・照明	入浴者が直接利用する場所は、 <u>十分な照度</u> を保ち、 <u>照明は白色のもの</u> を用いること。	○	○	○	

熱気室・蒸し室等を設置する場合	男女別、見通し★	熱気室、蒸し室等及び入浴者用休憩場所は、 <u>男女別とし、相互に、かつ、公衆浴場の外から見通しできないこと。</u>	○	○	○
	換気口	<u>換気口を適当な位置に設けること。</u>	○	○	○
	窓、非常用ブザー	・ <u>室内を容易に見通せる窓を適当な位置に設ける。</u> ・必要に応じて非常用ブザー等を入浴者の利用しやすい場所に設けること。	○	○	○
	温・湿度計	見やすい位置に <u>温度計</u> を備え、必要に応じて <u>湿度計</u> を備えること。	○	○	○

### その他の基準（「その他の公衆浴場」に適用）

- ・付帯施設を設置する場合は、入浴施設と明確に区分すること。
- ・浴衣類を貸与する場合は、浴衣類の保管用戸棚を適当な場所に設けること。
- ・蒸気、熱気等による入浴設備のみの公衆浴場については、浴室には適当な数の湯及び水の出るシャワーを設け、湯又は水であることを表示すること。

### 基準の緩和

★印を付した男女別・見通しに関する基準は、施設の規模及び利用目的、設置場所の状況その他特別な理由により、公衆衛生上及び風紀上支障がないと認めるときは、緩和し、又は適用しないことができる。

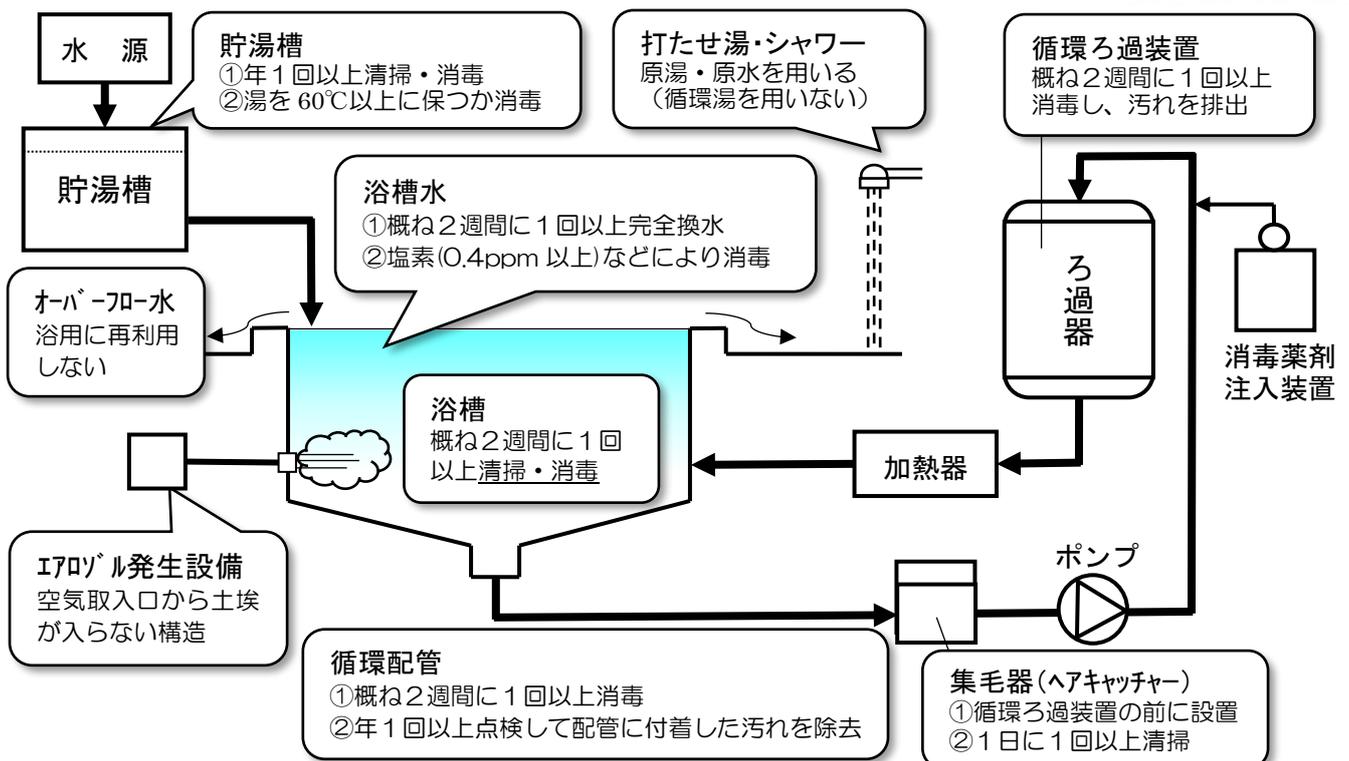
#### 注) 風営法に規定する営業

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律2条6項1号に規定する店舗型性風俗特殊営業のうち、浴場業の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業
- ・上記とは別の構造設備基準が定められています。(詳しくは衛生環境課まで)
- ・また、公安委員会への届出義務や営業の禁止区域等が定められています。(詳しくは所管の警察署まで)

### レジオネラ属菌対策のポイント(循環ろ過式浴槽の場合)



- ・土壌や河川、湖沼などに生息
- ・吸い込むと「レジオネラ肺炎」などを引き起こすことあり。(特に高齢者や免疫機能低下者)
- ・循環式浴槽や冷却塔などから発生した細かい水滴(エアロゾル)が感染源となることあり。



## 公衆浴場の管理基準(主なもの)

項目	循環ろ過あり	循環ろ過なし																																
貯湯槽 【要記録】	①槽内を1年に1回以上清掃し、消毒する。 ②槽内の原湯を60℃以上に保つ。これにより難しい場合は、原湯を消毒する。																																	
浴槽水 【要記録】	①概ね2週間に1回以上完全換水する。 ②塩素その他の方法により消毒する。	1日に1回以上完全換水する。																																
浴槽 【要記録】	概ね2週間に1回以上清掃し、消毒する。	1日に1回以上清掃し、消毒する。																																
循環ろ過装置 【要記録】	概ね2週間に1回以上消毒し、汚れを排出する。																																	
循環配管 【要記録】	①概ね2週間に1回以上消毒する。 ②年1回以上点検して配管に付着した汚れを除去する。																																	
集毛器【要記録】	1日に1回以上清掃する。																																	
水質検査 【要記録】	定められた頻度・項目で浴槽水の検査を実施する。 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th>①浴槽水の換水頻度</th> <th>②I707ル発生設備 (有無どちらでも)</th> <th>必要な検査頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日に1回以上</td> <td>無し</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回以上</td> <td>有り</td> <td>6か月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回未満</td> <td>(有無どちらでも)</td> <td>2か月に1回以上</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> <th>温泉・浴用剤使用</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>濁度</td> <td>5度以下</td> <td>(適用しない)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>全有機炭素の量 (過マンガン酸カリウム消費量)</td> <td>8mg/L以下 (25mg/L以下)</td> <td>(適用しない)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群</td> <td>1個/mL以下</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>レジオネラ属菌</td> <td>検出されない</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		①浴槽水の換水頻度	②I707ル発生設備 (有無どちらでも)	必要な検査頻度	1日に1回以上	無し	1年に1回以上	1週間に1回以上	有り	6か月に1回以上	1週間に1回未満	(有無どちらでも)	2か月に1回以上	項目	基準	温泉・浴用剤使用	左記以外	濁度	5度以下	(適用しない)	○	全有機炭素の量 (過マンガン酸カリウム消費量)	8mg/L以下 (25mg/L以下)	(適用しない)	○	大腸菌群	1個/mL以下	○	○	レジオネラ属菌	検出されない	○	○
①浴槽水の換水頻度	②I707ル発生設備 (有無どちらでも)	必要な検査頻度																																
1日に1回以上	無し	1年に1回以上																																
1週間に1回以上	有り	6か月に1回以上																																
1週間に1回未満	(有無どちらでも)	2か月に1回以上																																
項目	基準	温泉・浴用剤使用	左記以外																															
濁度	5度以下	(適用しない)	○																															
全有機炭素の量 (過マンガン酸カリウム消費量)	8mg/L以下 (25mg/L以下)	(適用しない)	○																															
大腸菌群	1個/mL以下	○	○																															
レジオネラ属菌	検出されない	○	○																															
記録	上記の【要記録】項目の措置状況を記録し、3年間保管する。																																	
注意事項の 掲示	禁忌症その他入浴上の注意事項、入浴料金、営業時間を入浴者の見やすい場所に掲示すること。																																	

## 他法令に基づく届出や許可(主なもの)

- 食品衛生関係【飲食店営業の許可】
  - 温泉関係【温泉の利用許可】
- } …魚沼保健所 衛生環境課 電話 025-792-8619
- 建築基準法関係【建築確認、検査済証】
- …南魚沼地域振興局 地域整備部 建築課 (南魚沼市六日町 960) 電話 025-772-3958
- 消防法令 …魚沼市消防本部 予防係 (魚沼市四日町 450-1) 電話 025-792-7168
  - 環境関係【水質汚濁防止法の特定施設の届出】
- …南魚沼地域振興局 健康福祉環境部 環境センター (南魚沼市六日町 620 番地 2) 電話 025-772-8154
- 社会保険 …長岡年金事務所 (長岡市台町 2-9-17) 電話 0258-88-0006
  - 労働保険 …新潟労働局 労働保険徴収課 (新潟市中央区美咲町 1丁目 2番 1号) 電話 025-288-3502
  - 税金関係
- 国税(所得税など) …小千谷税務署 (小千谷市東栄 1丁目 5番 24号) 電話 0258-83-2090
  - 県税(個人事業税など) …南魚沼地域振興局 県税部 (南魚沼市六日町 960) 電話 025-772-8226